

2022年6月25日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2022年6月25日午後2時から午後4時ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

玉江、大友、小林、南京家、巫（5名）

2. 出版計画の現況

前回の研究会で巫が出版計画に協力するよう強く訴えたことから、巫が計画の現状について説明した。現会員で、出版に反対する人がいるが、不参加。

現在、出版を具体的に計画している書籍は、これまでの研究会で巫が発表していた日本の司法に関するレジュメをまとめたもの。3月に巫が以前に書物（ザ・レイプ・オブ・南京）を出版した出版社に相談に行き、見積もりを得たが、保留になっている。その後、巫が、小林さんに紹介してもらった自費出版の出版社に原稿をメールで送付したところ、受け取った旨の返事をいただき、読んだ後で返事をくれるということである（実際の日付は、6月16日に送信、6月17日に受領連絡）。

このほかに、電子出版や自分でPDFを編集して、Amazonで発売するという方法もあるが、その方法、費用および効果については不明点が多く、調査できていない。

3. 小林さんの弁護士懲戒請求の現状の説明

5月に懲戒請求していた事件について、資料を弁護士会に提出しに行った。研究会では、小林さんが、懲戒請求の根拠を、資料を作成して説明した。

資料提出時の対応で感じたことだが、弁護士会は、一般人に対して、裁判所以上に閉鎖的である。

4. 大友さんの話を聞いた

大友さんが、パソコンの環境を整備して、今回は完全に参加してくれました。アメリカのロサンゼルス在住で、時差がある中で参加してくださりありがとうございました。アメリカから見た大友さんの意見を聞いて、これまで、日本の裁判で被害を受けた人々の意見交換で、視野が若干狭くなっていて、袋小路に入り込んでいたと感じました。

【日本での裁判との関係と見解】

大友さんはアメリカに住んでいるが、日本で自分がある会社の株主であるこ

とを確認させる民事訴訟を長年闘ってきた。その裁判では、複数の口頭弁論を担当していた判事が、大友さん側の話を聞き、納得してもらっているようなそぶりだったので結果を期待していたところ、判決の直前に判事が交代になり、判決はそれまでの審理の状況からかけ離れた大友さんの主張をほぼ無視したものだ。 (このころ、日米を頻りに往復して裁判に立ち会っていたが、同じく裁判で不当な扱いを受けていた玉江さんと知り合った)。日本の裁判には問題がある。

【アメリカの裁判と日本の裁判について】

刑事事件は経験がないが、民事事件はいろいろ知っている。アメリカでは、判事が非常に不当な判決を強行すると、社会的に非難されるので強引なことにはしない。裁判官の不当な職権行使があった場合、正規の手続きに従って糾弾されることもあるが、その道が閉ざされても、アメリカでは市民が銃を所有しているので、裁判官が直接狙われることもある。

【銃規制や日本の状況に関する考え方】

アメリカでも銃を規制する法律が制定されていくと思う。現在の状況では、マシンガンのような武器を簡単に購入できるのだが、そのような武器は規制される必要がある。しかし、市民による銃の所有を完全に禁止するような規制は、アメリカでは行えないだろうし、そのような規制が正しいとは思わない。

日本では権力による徹底的な「刀狩り」が行われており、市民はまったく武器を持っておらず、武器を使用するのは権力と違法な組織である暴力団だけである。そのような状況で、裁判官のような権力者は不公平で不公正な判決を言い渡して市民に損害を与えても、それを咎めることができる人はおらず、権力者は安穩としている。このような社会状況が良いとは思わない。

(小林) 日本では司法を含む権力が市民に対してやりたい放題をしているのに、その状態に誰も文句を言わない。異常だと思う。

(巫) 文句を言う人はいるが弾圧により封じ込められ、声を上げられないのではないか。裁判については、(10年くらい前には) 裁判で不当な判決のために被害を受けたと思う人が裁判所の前でその点を指摘し、裁判所を監視し、裁判の異常性を主張していたところ、同じ経験をしたと感じる人が自然に集まり、情報交換や交流をする場が形成された。ところが、この動きに対し、裁判所が対応し、交流の中心にいる人を逮捕して、(根拠薄弱な罪状をでっちあげて) 何年もの間、拘置所や刑務所に収監し続けた。このような弾圧を受けて、裁判所の前で裁判を批判する活動はできなくなっている。(この会はそのような集まりを継承するものだが) 裁判所の前に行って抗議したりする活動では、かつてのように自然に人々を集めることは難しくなっているが、問題

は解決しているとは言えない。そこで、出版を通して我々の考え方を公表し訴えたいと思う。

【出版計画について】

大友さんの知人でアメリカに在住している日本人で、本を出版した人が何人もいる。それらの人は、いろいろなことを知っているので、協力してもらえばいいのではないか。

大友さんも日本における裁判の結果で納得できないことがあったので、その事件に関して本を書いてもいいと思っている。会員との共著として出版できるのならば、いろいろな意味で協力する。

【上訴に関するアメリカの裁判と日本の裁判の相違】

アメリカの民事訴訟では一審の判決について、当事者が納得するのが一般的で、上訴は少ない。裁判官が当事者の言い分をそれぞれ聞いて、比較的納得できる判断を下すこともあるが、上訴した場合には上訴の理由を聞かれ、理由が薄弱であると罰金を取られるという制度もあるからだ。日本では上訴が多いようだ。

(小林) 日本で上訴が許されているというが、裁判の手数料である印紙代が非常に高額で、経済的負担が多く、また、上訴しても上級裁判所はまじめに審理せず、理由も明らかにせずに上訴を棄却してくる。そういうわけで、日本で上訴する権利は保障されていない。

5. 次回の予定

日本時間 2022年7月9日(土) 14時から16時くらいまで、Zoom会議。
Zoomホストは小林さんの予定(米西部時間では、2022年7月8日(金) 22時から24時くらい)。

2022年6月27日
巫召鴻